上越市立保倉小学校修学旅行資料　H29.9.7(木)

NiiBO

〒952-0106 新潟県佐渡市新穂瓜生屋490番地　佐渡市役所 新穂行政サービスセンター内
TEL 0259-22-3111　FAX 0259-24-6010　E-mail　proud@niibo-sado.com
HP　https://www.niibo-sado.com/

本日の日程

□　日時　平成29年9月7日(木)　15時～16時

□　場所　佐渡市役所新穂行政サービスセンター　　1F 第一会議室

□　次第

１．　開　会
　　あいさつ　新穂地域づくり協議会 会長　城野忠彌
２．　出席者の紹介
　　新穂地域づくり協議会　会　長　城野忠彌
　　副会長　安田勝治
　　副会長　小濱安夫
　　新穂地区公民館　　館　長　後藤勝弥
　　新穂地域づくり協議会 事務局長 計良朋尚
３．　のろま人形鑑賞
　　出演団体　新青座
　　演　　目　「生地蔵」
４．　新穂地域づくり協議会の概要について
５．　質　疑
６．　閉　会

のろま人形　１

～ 芸術文化 ～

私たちに楽しさや感動を与え、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらす。

交流は、異なる歴史的背景や文化を持つ人たちとの相互理解を深める。

また、コミュニケーション能力を養うとともに、相手や他人を思いやる心をはぐくむ。

～　民俗芸能の島　～

佐渡は、能、人形芝居、民謡、鬼太鼓、獅子舞、春駒などが残る民俗芸能の島

～　佐渡の人形芝居とのろま人形　～

佐渡には、説経、のろま、文弥と３つの人形芝居があり、そのすべてが昭和52年に国の重要無形民俗文化財に指定された。

のろま人形は、説経人形の幕間狂言で、佐渡の方言を巧みに交えた台詞で操られ、短編喜劇を展開する。

昔の人形芝居は、ほとんどがお宮やお堂の祭りの余興として上演されており、明治末頃には30近い座があったほど盛んだった。

現在、のろま人形は、新穂地区で３座が活動するものの、説経人形を上演できる座はなくなった。また、鑑賞・体験できる機会もほとんどなくなった。

のろま人形　２

□　楽しみにしていた人形芝居　（新穂村閉村記念誌から）

その頃、「お薬師さん祭り」があって、８月７日夜に舞台(今はパン屋の車庫になっている)で潟上人形が上演された。小学生は集落1軒1軒を廻り寄付を集め、人形の費用に充てたり夜食の費用に使った。お薬師さんでお母さんたちが作ってくれたカレーを食べたりお菓子を分けてもらったり楽しい思い出である。

上級生は潟上まで荷車を引いて人形の道具を取りに行く役、下級生は人形師に団扇で風を送る役、それぞれが嬉々として興じたものである。

○　のろま人形は、新穂地区が誇る民俗芸能の一つ　!?
○　このような機会を再び地域に取り戻したい(世代を超えて共有したい)　!?
○　地域の皆さんと連携・協力した、個性豊かな地域づくり　!?

□　地域創成の基点は民俗文化にある　なによりも生活の声を聞くこと
明治大学経営学部 教授　居駒永幸

地域が元気になるためには、それぞれの地域の人々の生活の声をよく聞き、その習慣や風俗そして行事・祭事など民俗文化を尊重することが大切だと思っています。

民俗文化は、いわば地域のアイデンティティです。民俗は生活であり生活様式ですから、気象状況を含む地理的条件や歴史的な条件などによって形成されたその地域のアイデンティティが何かを見定めて、それをベースに創り上げていかないと成功しないのではないでしょうか。

その意味では、この場合(地域創生)、はじめて生み出す意の「創生」よりも、創りあげることに重点がある「創成」の方がふさわしいのかもしれません。

それに加えて、のろま人形には ……

のろま人形上演会の開催と地域づくり協議会の設立に向けた取り組み

1. 集落長との意見交換会　1回　H28.9.12

- ○ 新穂地区の現状と課題(地域全体と集落)

2. 地域づくり懇談会　5回　H28.10.13～

- ○ 新穂地区をどのような地域にしたいか
- ○ 新穂地域で感じている良い所や気になる現状
- ○ 新穂地域の将来像を考えよう
- ○ 将来像を実現するための具体策について
- ○ 地域づくりの目標・理念・将来像・行動方針　等

3. 集落長会議　1回　H29.1.26

- ○ 新穂地域づくり協議会設立準備会の設立について

4. 設立準備会　6回　H29.1.31～

- ○ 設立準備会規約、役員
- ○ 地域づくり計画、事業計画
- ○ 協議会組織体制、規約、役員、報告会開催　等

5. 地域づくり通信の発行　8回

参加者総数　述べ336人

新穂地域づくり協議会　1

□　設立総会　H29.4.9(日)

議案/ 規約、役員、地域づくり計画、H29事業計画・予算

審議方法/ 集落長を代議員とし、議案を審議決定

立会人/ 市長、地域選出市議会議員、地域住民・団体

□　組織体制

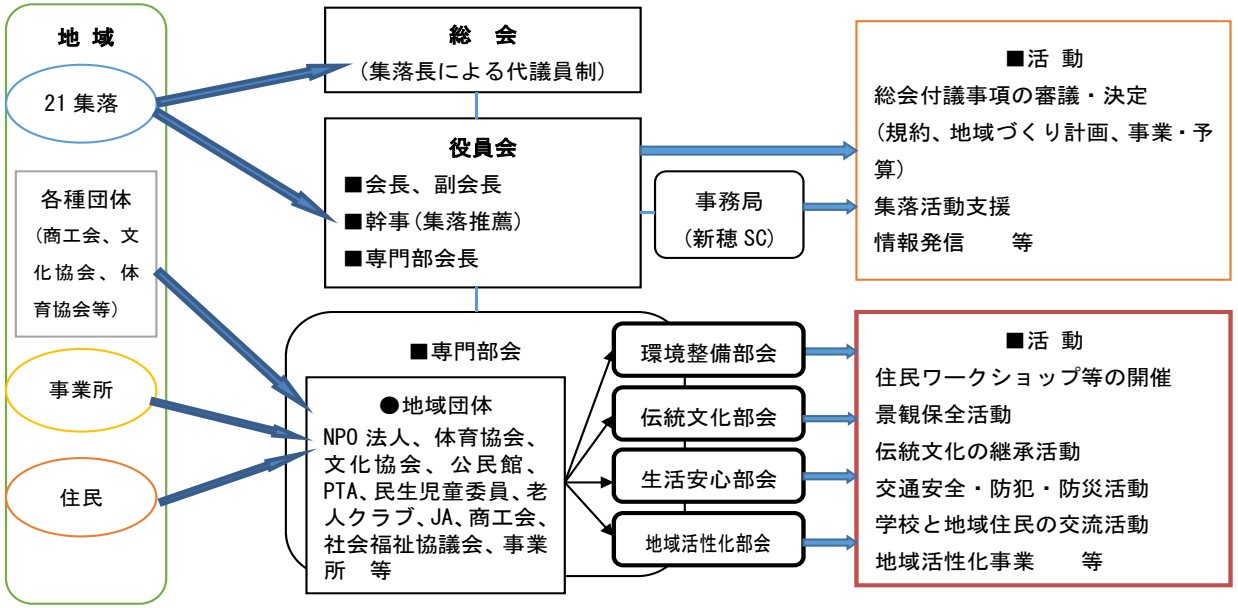

□　運営資金の確保

1. 年会費
   ①　一般会員　1,000円/世帯
   ②　賛助会員　1,000円～5,000円
2. 寄附金
3. 事業収入
4. 市事業補助金・負担金・委託金

□　理念

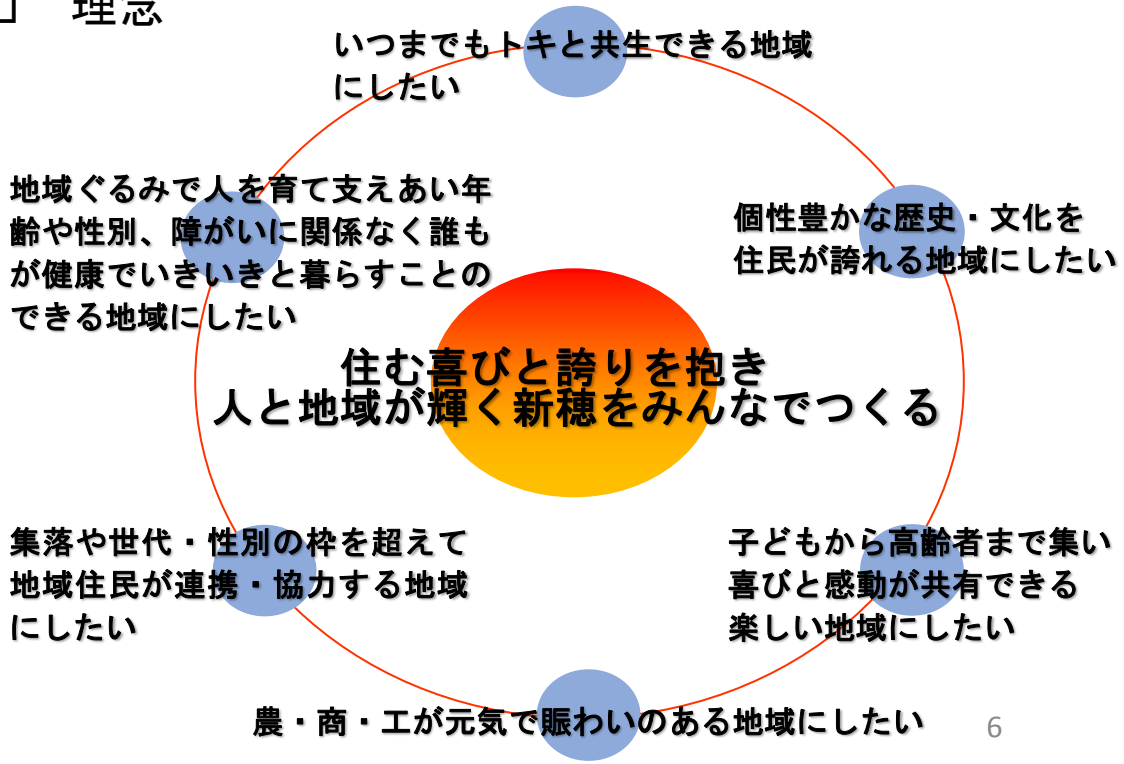

新穂地域づくり協議会　2

□　将来像

1. 豊かで優れた自然と生物多様性が保全・継承され、その恵みを体感できる新穂になっている

1-1. 自然と人々の生活が融合した農山村ならではの風景、景観が創出され、住む人や訪れる人にやすらぎを与える新穂になっている

2. 新穂ならではの伝統文化を守り・伝え・活かし、我がふるさとに誇りと愛着を持てる新穂になっている

3. 豊富な地域資源を活かした新穂ならではの多彩なイベントが展開され、人々が行き交いふれあいが生まれる新穂になっている

4. 多様な連携により、地域の資源を活かした固有の産業や高齢化社会に対応した新たな生活産業が創出され、地域内で資源・人・経済が循環する新穂になっている

5. 地域全体で支える子育て環境最適地の新穂になっている

5-1. 家族のような絆でつながり、安心・安全にいきいきと暮らせる新穂になっている

6. 地域の力で暮らしを支え未来に向けた地域づくりを実践する新穂になっている

□　事業体系

1. 集落の活動支援事業

○ 集落活動支援事業

① 自治会活動保険

② 集落活動助成（6メニュー）

2. 地域全体の活性化事業

(1) 合意形成システム形成事業

① 代議員会議

② 地域住民ワークショップ、講演会

③ 行政との円卓会議

(2) 暮らしを支える事業

① 環境整備部会事業

② 伝統文化部会事業

③ 生活安心部会事業

(3) 活性化チャレンジ事業

・ 地域活性化部会事業

(4) 情報発信事業

① HP開設・運営

② 地域づくり通信発行

③ 地域イメージデザイン切手発行

このたび、新穂村土地改良区のご協力により、桜の花が咲く期間に新穂ダムえん堤を開放します。

新穂ダムは、桜の名所として永年親しまれ、以前は「新穂ダム桜まつり」が催されていました。

この機会に新穂ダムの桜を楽しみに、みなさんで、お越しください。

※　安全確保のため、えん堤の斜面のほか、立入禁止区域には入らないでください。

※　開放期間中、ダム管理棟に仮設トイレを設置します。

開放期間

平成29年

4月8日（土）～
5月7日（日）

周辺図

主催：佐渡市役所新穂行政サービスセンター
協力：新穂村土地改良区、新穂地域づくり協議会設立準備会

お問い合わせ
佐渡市役所新穂行政サービスセンター
電話　0259-22-3111

新穂地域づくり協議会
自治会活動保険の手引き

【保険の加入について】

この保険は、新穂地域の住民が安心して集落活動及び新穂地域づくり協議会活動に参加し、集落から地域づくり活動に参加の輪が広がるよう、集落活動中及び協議会活動中に起きた事故や、発生した損害に対応する補償制度を市内他地域に先行して設けるものです。

保険の掛け金は、新穂地域の皆さまからいただいた会費と佐渡市の補助金で支払っています。

新穂地域づくり協議会

平成29年6月作成

佐渡市　生活自立相談支援センター
新穂地区説明会

生活全般にわたるお困りごとの相談窓口が全国に設置されています。

説明会では、相談事例の紹介や生活保護制度との違いなど、制度について詳しく説明します。

ご相談・お問い合わせ
佐渡市　生活自立相談支援センター
電話　0259-81-1155

相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

- 生活に困っている
- 家賃を払えない
- 病気で働けない
- 家族のことで悩んでいる
- 将来が不安
- 人とうまく話しができない

etc

- 日　時　平成29年7月25日（火）14時30分～
- 場　所　新穂トキのむら元気館　会議室
- 主　催　新穂地域づくり協議会　生活安心部会
- 共　催
  法テラス佐渡法律事務所、（福）佐渡市社会福祉協議会、佐渡市（社会福祉課・新穂行政SC）
- 後　援
  佐渡市新穂地区民生委員児童委員協議会
- お問い合わせ
  新穂行政サービスセンター　TEL 0259-22-3111

回　覧

平成29年6月23日発行

安心安全で　温かい新穂を　みんなでつくる

新穂地域づくり協議会　生活安心部会

新穂地域の防災について　地域住民と行政が話し合う円卓会議の参加者を募集します !!

佐渡市は今、東日本大震災などの発生を踏まえて「地域防災計画」の見直しを進めています。

私たちは、もしも災害が起きたとき、どのような行動をとるべきでしょうか。

また、普段から家庭や地域で、災害に備えておくべきことは何でしょうか。

従来、防災計画としては国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきました。

しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助があわさって初めて大規模広域災害後の災害対策がうまく働くことが強く認識されました。

「私たちの地域で災害が発生したら」

「地域防災計画」や「ハザードマップ」等についての理解を深めることはもとより、そのための準備と災害時の行動計画をみんなでつくり実践することにより、地域の防災力を高め、自らの命と地域を守ることができます。

新穂地域づくり協議会では、以上のような観点から、「新穂地域の防災について地域住民と行政が話し合う円卓会議」を佐渡市と連携・協働して開催しますので、積極的なご参加をお願いします。

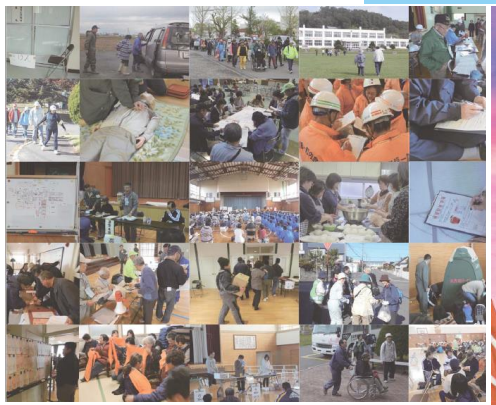

地域で実践！

H30 新穂地域 防災訓練

平成29年度は、佐渡市と連携・協働して「地域防災訓練計画」等を策定します。

主催:新穂地域づくり協議会　生活安心部会
共催:佐渡市（総務部、消防本部、新穂行政SC）

のろま人形　新穂地域づくり協議会

日本郵便　NIPPON 82

新穂地域づくり協議会

日本郵便　NIPPON 82

春駒　新穂地域づくり協議会

日本郵便　NIPPON 82

新穂ダムの桜　新穂地域づくり協議会

日本郵便　NIPPON 82

日本郵便　NIPPON 82